

交通局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり職員の懲戒処分を2件行いましたので、お知らせします。

1 回送運行中の道路交通法違反

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 港南営業所 バス運転手	運輸職員	49歳	減給5号	令和4年9月27日、64系統磯子駅前発港南台駅前行きの運行を終え、回送で港南台駅前から港南車庫へ向かう際、日野南2丁目交差点を赤信号で通過した。また、港南台駅前からシートベルトを着用しないで運転していた。

2 計画外運行及び道路交通法違反

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 港南営業所 バス運転手	運輸職員	57歳	減給5号	令和4年10月16日、130系統港南車庫前14時9分発上永谷駅前行きを運行するところ、宿直室で寝過ごし、約8分遅れで運行を開始した。また、上永谷駅前に到着後、次発である45系統上永谷駅前14時34分発港南台駅前行きを運行する際、思い込みから3分早く出発した。早発に気づいた後、営業所に報告せずに自己判断で上永谷駅前に戻ったことに加え、その際、赤信号にもかかわらず交差点を通過した。

お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-671-3164